

商品量目制度概念図

10条 正確計量義務

法定計量単位により取引や証明をするときは
(商品に限らず)正しく計ること

商品の販売に係る規制

11条 長さ等の明示

計量販売に適する商品は、法定計量単位により示して、販売すること

12条1項 特定商品の正確計量義務

特定商品を計量販売するときは、量目公差内
で計ること

例：精米、野菜、果実、魚介類、精肉、
灯油、皮革

13条1項 物象量表記義務商品

・特定商品のうち、政令指定するものは密封包装を
施したら、量目公差内で計り、その内容量、住所、
氏名を表記すること

例：みそ、しょうゆ、牛乳、チーズ
14条1項輸入商品

・13条2項

13条1項指定商品以外の特定商品を密封し、
内容量を表記した場合量目公差内で計ること
及び一定の内容の表記の義務

法14条2項輸入商品

・12条2項

特定商品のうち指定した商品を容器に入
れて販売するときは、内容量の表記義務
灯油